

農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. TPP11 及び日EU・EPAの発効を見据え、我が国の農林水産業が将来にわたり持続的発展ができるよう、TPP 関連施策と合わせ、「総合的なTPP 等関連政策大綱」に基づく施策を早期かつ着実に実施すること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さぬよう確実に確保すること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度を拡充すること。
- (2) 新たな米政策の推進に当たっては、平成30年産以降も米の需給及び価格の安定が図られるよう、米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供、農業再生協議会の役割の明確化、全国農業再生推進機構への支援など、必要な措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、戦略作物助成や産地交付金を拡充するとともに、安定的な財政措置を講じるため早期に法制化すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算額を確保するとともに、加入促進を図ること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。

さらに、農業次世代人材投資事業に係る交付要件の緩和及び都市自治体の事務負担の軽減並びに農業者年金に係る政策支援の加入要件の拡大を併せて講じること。

- (2) 農地中間管理事業については、農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。

なお、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、

事務を簡素化すること。

4. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策に係る財政措置を拡充すること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。また、強い農業づくり交付金の採択要件を緩和するなど、産地の競争力強化等の取組に対し、一層支援すること。

6. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 中山間地域や「水源の里」(限界集落)をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。

7. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害防止総合対策については、事業実施に十分な予算を確保するとともに、採択要件の緩和や鳥獣による生活環境被害対策を対象とするなど、対象事業の拡大を図ること。
さらに、交付金に係る事務の円滑化など運用改善を図ること。
- (2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。
- (3) イノシシ・シカによる被害を軽減するため、捕獲活動経費の直接支援については単価を引き上げるなど、捕獲従事者の意欲向上に繋がる制度とす

ること。

- (4) 狩猟者の負担の軽減や捕獲報奨金の確保など、捕獲の担い手確保に必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

8. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

9. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及を引き続き可能とするとともに、種子が国外に流出することがないように万全の対策を講じること。

10. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。

11. 新たな森林経営管理制度の円滑な施行に係る支援

- (1) 新たな森林経営管理制度の具体的な制度設計に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえ、早期に進めること。

また、制度の内容については、国の責任において、すべての都市自治体に対し十分な説明を行うとともに、地域の森林・林業関係者に対しても周知を図ること。

- (2) 都市自治体の事業実施体制を整備するため、林業部門担当職員の確保・育成に係る支援や林業技術者等の活用の充実など、万全の措置を講じること。

- (3) 都市自治体間の事業の進捗・進度に格差が生じることがないように、事業実施に係るガイドラインの作成や説明会の開催など、きめ細かな支援措置を講じること。

- (4) 施業の集約化が円滑に進むよう、森林境界の明確化、木材の安定的な供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業を一層推進すること。
- (5) 新たな森林経営管理制度を生かし、林業の成長産業化を進めるため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共施設の木造化等に係る支援など、国産材利用の推進に係る諸施策を充実すること。
また、新たな木材需要に対応するため、関連産業を支援すること。

12. 林業の成長産業化と適切な森林管理の推進

- (1) 木材の生産・供給及び木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。
- (2) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。
- (3) 木質バイオマスエネルギーの普及拡大に係る財政措置を充実すること。
- (4) 林地台帳の整備については、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまねく整備できるよう万全の支援を講じること。

13. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

- (1) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう、漁船取得支援など新規就業者の確保・育成及び規模拡大のための対策を講じること。
- (2) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。
- (3) 公的な水産資源管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による資源管理を推進すること。
また、沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の推進を図ること。
- (4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。